

【意見提出】「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメント

該当箇所	意見	理由
<p><u>(別紙1) 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（案）</u> <u>第二号様式 第二部 第4【提出会社の状況】（記載上の注意）</u> <u>「(58-2) 人材戦略に関する基本方針等」a</u> <u>「(30) サステナビリティに関する考え方及び取組」c</u></p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意「(58-2) 人材戦略に関する基本方針等」aにおいては、人材戦略を経営方針・経営戦略等に関連付けて記載することとされている。他方、同様式記載上の注意「(30) サステナビリティに関する考え方及び取組」cでは、人的資本に関する戦略等についての記載が求められている。また、「記述情報の開示の好事例集」においても、経営戦略と人材戦略の関係性や人的資本と価値創造との関連性を記載することが例示されている。</p> <p>(58-2) aと(30) cのいずれにも含まれ得ると考えられる人材戦略・人的資本については、例えば、人材戦略・人的資本に関する記載を「従業員の状況」に集約し、「サステナビリティに関する考え方及び取組」では、「従業員の状況」における記載を参照するような記載とすることは許容されるという理解でよいか。</p>	<p>人材戦略や人的資本に関する記載については、(58-2) aまたは(30) cのいずれの項目にも含まれ得ると考えられるところ、人材戦略・人的資本に関する記載を「従業員の状況」に集約し、「サステナビリティに関する考え方及び取組」では、「従業員の状況」における記載を参照するような記載方法も認められることを確認したい。</p>
<p><u>(別紙1) 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（案）</u> <u>第二号様式 第二部 第4【提出会社の状況】（記載上の注意）</u> <u>「(58-2) 人材戦略に関する基本方針等」b</u></p>	<p>新たに開示が求められる「従業員給与等の決定方針」については、投資者が企業の成長可能性を判断するために有用となる情報を提供することが目的であると認識しており、具体的な開示内容については、発行者において上記の目的に照らして適切に記載することが求められているという理解でよいか。</p> <p>上記が正しい場合、自社の開示内容の参考とするため、記載内容の観点を例示いただきたい。</p>	<p>開示項目が不明瞭であるため確認したい。</p>